



平成 26 年 3 月 28 日

各 位

会 社 名 キヤノン電子株式会社
代表者名 代表取締役社長 酒巻 久
(コード：7739、東証第1部)
問合せ先 常務取締役経理部長 石塚 巧
(TEL. 03 - 6910 - 4111)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第 24 条の 4 の 4 第 1 項に基づき、本日、関東財務局に提出しました平成 25 年 12 月期の内部統制報告書に開示すべき重要な不備があり、当社の財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 開示すべき重要な不備の内容

当社は、下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすことになり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社の連結子会社である株式会社通販工房（以下「通販工房」）において、同社前代表取締役社長の違法行為が発覚し、同社は、既に大幅な債務超過にあるところ、負債額がさらに膨らむ可能性が高くなったことから、破産手続の申立及び決定に至りました。

本件は当社グループ内にて整備・構築されていた印章管理および資産管理の統制が、通販工房において適切に運用されていなかったことによるものであり、さらに、当社の通販工房に対するモニタリングに関する全社的な内部統制に不備があったことにより発生したものです。

2. 事業年度末日までに是正できなかった理由

上記事実は当事業年度末日後に判明したため、当該開示すべき重要な不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は財務報告に係る内部統制の整備および運用の重要性を認識しており、コンプライアンスを強化することが重要であると認識しております。そのため、当社グループにおけるコンプライアンスの強化を行うとともに、内部統制面での様々なリスクの可能性を想定したうえで慎重に子会社管理に取り組んでいく所存です。

4. 付記事項

(1) 当事業年度末日後に開示すべき重要な不備を是正するために実施された措置

当社グループでは、是正措置として、以下の対応を行いました。その結果として、当該開示すべき重要な不備が是正されていることを確認しました。

①子会社の印章管理の強化

②子会社の資金支出ルールの改定

③子会社の取締役会における監視体制の強化

今後も、上記の対応については継続的なモニタリングを行ってまいります。

(2) 財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす後発事象

通販工房は、平成 26 年 3 月 20 日の破産手続開始決定により、当社の連結子会社ではなくなつたため、平成 26 年 12 月末日を事業年度末とする財務報告に係る内部統制の評価の対象ではなくなりました。

以上